

平成26年第7回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成26年7月24日(木)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長 加藤和宣	委員 檜垣昌子	
	委員 嶋谷珠美	委員 森岡謙二	
	委員 森下淑子	教育長 内田隆	
欠席委員	なし		
事務局職員	事務局次長	教育政策課長(教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	学校地域連携担当課長	教育指導課長	
	教育改革・教育支援担当副参事	生涯学習・スポーツ振興課長	
	スポーツ施策推進担当課長	東京オリンピック・パラリンピック担当課長	
	体育協会事務局長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	33号	東京都北区立赤羽スポーツの森公園競技場に係る行政財産の使用許可について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
2	36号	教育委員会事務局の移転について	了承

平成26年第7回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成26年7月24日(水) 13:30

加藤委員長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成26年第7回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第33号議案、東京都北区立赤羽スポーツの森公園競技場に係る行政財産の使用許可について、事務局から説明をお願いいたします。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

加藤委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長

それでは、第33号議案について、ご説明をします。本案件につきましては、東京都北区立赤羽スポーツの森公園競技場に係る行政財産の使用許可についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、1番、申請者でございます。こちらにつきましては、この施設の指定管理を請け負っておりますスポーツリー・グループ、代表企業は旺栄でございます。

2番、使用を許可する財産の表示ということで、当該施設でございます。種類・種目・数量については、お示しのとおりでございます。

3番、使用目的でございます。今回、行政財産の使用につきましては、従前から自動販売機についてはこちら3台設置をしているところでございますけれども、利用者等から要望がありました飲食物自動販売機、これは具体的にはアイスクリームでございます。これが、利用者からかなり要望が高いということで、今回追加の申請をいただいたところでございます。

許可期間につきましては、お示しのように平成26年8月1日から平成27年3月31日まで、使用料につきましては、月額3,022円でございます。

説明欄をごらんいただければと思います。こちらの当該施設を指定管理者として運営しておりますスポーツリー・グループの代表企業であります旺栄から、利用者の利便に供するために飲食物自動販売機を設置したい旨の申請がありましたので、許可をしたいというところの内容でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、左側に図面があります、これを横にさせていただいてごらんいただければと思います。ちょうど一番下から1階、2階、そして3階の平面図ということで、今回自動販売機を設置する予定の箇所でございますけれども、一番下の1階平面図のちょうど真ん中あたりに玄関ホールという記載がある黒丸でお示しをしております場所でございます。こちらについては、利用者の動線等に入っているわけではございませんので、利用者にとっては特にこちらのスペースについて支障があるということではございませんので、こちらの設置場所を指定管理者から申し出があったというところでございます。

また、玄関ホールということで、いろいろな方がちょうど利用しやすい場所にあるかと思っております。

以下につきましては、それぞれ参考資料をおつけさせていただきましたので、こちらについては後ほどご高覧をいただければと思います。

第33号議案の説明については、以上でございます。ご審議をよろしく申し上げます。

加藤委員長

本件について、ご質疑、またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

ただいま、各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

加藤委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。  
次に、報告事項に移ります。日程第2、報告第36号、教育委員会事務局の移転について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

加藤委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、教育委員会事務局の移転について、ご報告させていただきます。申しわけございません。本日、席上に配付をしました報告第36号の2枚目、教育委員会資料をごらんいただけますでしょうか。

1の概要です。区では、耐震性に課題のある第四庁舎及び別館庁舎の耐震対策として、平成25年度より旧滝野川中学校校舎を庁舎として改修工事を進めてまいりました。8月をもって改修工事が終了予定であり、その後、現在の第二庁舎にある教育委員会事務局、監査事務局と選挙管理委員会事務局が移転いたします。

2の移転部署と移転日程でございます。(1)といたしまして、第二庁舎各部課および教育相談所が、12月26日から1月4日までの間に引越しを行いまして、1月5日、月曜日、仕事初めから「滝野川分庁舎」で業務を開始いたします。

(2)といたしまして、教育未来館の事務室、不登校対策室、教科書センターにつきましましては、平成27年3月下旬までに引越しを行いまして、業務を開始する予定でございます。

3、移転後の旧滝野川中学校の名称ですが、「滝野川分庁舎」となります。

4、別紙についてございます案内図・配置図というところから、各階の平面図をごら

んいただきたいと思います。

場所といたしましては、皆様方ご存じであると思いますが、滝野川病院の近くになります。今まで旧滝野川中学校があったところでございます。1枚おめくりいただきまして1階平面図でございますが、1階平面図は先ほどお話しさせていただきましたように、生涯学習・スポーツ推進課、スポーツ施策推進担当課、東京オリンピック・パラリンピック担当課それから学校支援課を大きく分けて、そこら辺でお客様がお見えになることが多い課は1階に入っております。

また、玄関ホールの反対側になりますが、大会議室というものがあまして、こちらでただいま北とびあで校園長会等を実施をさせていただいているのですが、こちらでできれば実施したいと思っております。

それから、2階平面図でございます。縦の欄からいきますと、学校地域連携担当、それから教育未来館、教育長室がございまして、階段を隔てて教育政策課があります。教育政策課の入り口を入っていただきまして、その中に四角い囲いがあるところは次長室となります。そして、その下に委員控室がございまして、今まで委員の皆様方には教育委員会室でお待ちいただいていたところでございますが、それが今度は委員控室ということでそんなに広くはありませんが、お待ちいただける部屋ができたということです。一番下が教育委員会室になります。

今度、横に参りまして、教育指導課が三つ部屋を使います。その中の1部屋に教育改革・教育支援担当が入ります。その隣が学校改築施設管理課が二部屋となります。

それでは、もう1枚めくっていただきまして、3階になります。こちらは、右の縦欄のほうは、教育委員会ではなくて選挙管理委員会が使うということになります。左の横のほうになります。プレイルームから始まりまして、教育相談所ということで、相談室が九つできるということでございます。また、一番奥に今教育未来館にあります教科書センターですが、こちらに移してまいりたいと思っております。

次に、4階でございます。4階は、縦欄のほうになりますが、こちらはエレベーターホールを出まして上のほうに会議室が一つできます。そのエレベーターホールを挟みまして学校適正配置担当課ということになります。こちら、部屋の中に四角く囲ってあるところが部長室となります。その下のところは監査事務局で使用する部屋となります。

横に参りまして、こちらは男子更衣室、女子更衣室となっておりますが、これは、この滝野川分庁舎を使う職員の更衣室、全ての職員の更衣室となりますので、管理職は自分の席のほうに一つずつロッカーがつくのですが、職員の更衣室となります。1教室ずつあります。その隣が、警備員・清掃員控室ということで、とらせていただいております。その奥に書庫・倉庫ということで、第二庁舎の地下にある書庫に入っているものとかをこちらに移していくというふうになります。

それから、もう1枚おめくりいただきまして、1階平面図の下のところに体育室となっております。こちらは、不登校対策室のほうで使う体育館ということになりますが、こちらにつきましては、これまでも地域の方々に貸し出ししていたということがあって、今後もこの体育室は不登校対策室の子どもたちが使っていないところにつきましては貸し出しを行っていくと考えてございます。

その次の体育館棟の2階平面図でございますが、こちらは不登校対策室の職員室と、それから学習室が入るとい配置と考えてございます。

それで、こちらの管理でございますが、こちらはやはり先ほども言いましたように、体育館の貸し出し、ホップ・ステップの子どもたちが使う、それから各課でも仕事の関係で少し遅くなったり残業したりとかもありますので、こちらは有人管理で考えてございます。

1階の平面図を見させていただきますと、1階平面図の左側のところに工事と書いてあって、玄関とちょっと小さな入り口があるのですが、こちらのところに庁舎管理室がありまして、このところに詰めていただいて、物理的にはこちらのほうに、職員はこちらのほうから、遅くなってしまった場合は出入りするということになります。

5の今後の予定でございますが、8月に分庁舎工事を完了いたしまして、9月に引き渡しを受ける予定でございます。11月に第3回定例会におきまして、移転費用の補正予算を計上させていただきます。

なお、監査事務局と、選挙管理委員会事務局は、11月25日に分庁舎に移る予定でございます。

以上でございます。

加藤委員長

本件について、ご質疑、またはご意見はございますか。特にありませんか。

森下委員

委員長

加藤委員長

森下委員

森下委員

時期的にちょうど就学の手続きで学校支援課等々に訪れる方々も多いかと思うのですが、人的配置ということでお金もかかるのでしょけれども、ご案内というかしばらく慣れるまでの間、今の玄関ホールにいらっしゃるような案内というものは、人間を置かれるご予定でしょうか、それとも案内板でわかるようになさる予定でしょうか。

教育政策課長

委員長

加藤委員長

教育政策課長

教育政策課長

恐れ入ります、案内をする人を配置ということは考えておりませんで、それぞれわかりやすいような案内板を設置してまいりたいと思っております。

森下委員

よろしく申し上げます。

加藤委員長

ほかに、ご質疑、またはご意見はございませんか。

加藤委員長	私から一つだけ聞きたいことがあるのですが、たしか保護司さんの今、旧豊島北中のところにある部屋をこちらに移すという話を聞いたような気がするのですが、そのあたりはいかがでしょうか。
教育政策課長	委員長
加藤委員長	教育政策課長
教育政策課長	恐れ入ります、校舎等の4階平面図を見ていただきますと、右側の一番上のところに会議室がございます。このところを区切りまして、その保護司用の部屋にできないかということは今検討していると伺っております。 以上です。
加藤委員長	わかりました。 嶋谷委員いかがですか。
嶋谷委員	検討中ということですか。
加藤委員長	検討中ということで、まだ決定ではないということですね。 わかりました。 では、もう一つだけいいですか。実は、この分庁舎については、災害時の避難所としての機能を残すという話が、地元と区の間でできていたわけですね。それで、分庁舎となったときに、地元はどのように避難所として機能させられるかということも伝えていかなないと、今までは校舎の中をいろいろな形で使うことができたわけですが、この場合にはもう使えなくなる可能性が大いにありますので、その点はきちんと地元のほうに伝えていただかないといけません。今度は地元の人が行き先がなくなってしまうということになると、非常に大きな問題になってしまうだろうと思います。ひとつその辺の配慮をなるべく早く説明をして対策を考えていかなないと、体育館については使えるかもしれないけれども、体育館だけではなくて全体を使う形に話し合いはできていたわけですし、実際に避難所運営訓練については全体的に昨年やったばかりですから、それを今後は使わなくなる部分について、どういう対処をするのかということにはなるべく早く知らせてほしいと思います。
教育政策課長	委員長
加藤委員長	教育政策課長
教育政策課長	委員長の言うとおりでと思っています。1階平面図の玄関ホールを入りまして奥のところに防災備蓄倉庫でございますが、こちらは職員用の防災備蓄用のものを入れておくということです。今まで使っていた防災備蓄倉庫につきましては、体育館に移して対応

をすると聞いてございます。そのほかにつきましては、本当に地域の方々に早くお知らせするのが必要だろうと思いますので、担当の総務課ともよく相談した上で対応させていただきたいと思います。ありがとうございます。

檜垣委員

委員長

加藤委員長

檜垣委員

檜垣委員

二つ質問なのですが、分庁舎の使用期間なのですが、大体何年ぐらいまでこれを使用する予定であるかということがわかれば一つ、それからあと移転の告知なのですが、いろいろな掲示板とか、これから考えるということなのですが、ホームページでの告知というのはもうされているのですか。

教育政策課長

委員長

加藤委員長

教育政策課長

教育政策課長

1点目の何年ぐらいそこを使うかということでございますが、これはただいま区のほうでも新庁舎の建設ということで、いろいろと検討をしている最中でございます。その新庁舎ができて、そちらに移るまでということで、それが今のところ何年かはなかなかわからないところでございます。

もう一つ、告知でございますが、委員のおっしゃったとおり、まだこれからになります。ホームページ、それから北区ニュースなどで告知をしていきたいと思っております。8月1日号の北区ニュースには第一弾として載せさせていただこうと考えております。

檜垣委員

よろしく願いいたします。

森下委員

委員長

加藤委員長

森下委員

森下委員

ちょっとお尋ねしたいのですが、1階の大会議場を定例の校園長会の会場にお使いになると伺いました。現在、北とぴあを会場にされているということは、校長園長先生方にとっては大変集まりやすい、また会議をするにふさわしい雰囲気の場所だからで、以前教育未来館の2階でもやっていた時代がありましたが、あそこから北とぴあに移ったときに、やはりこういうところで定例の校園長会をやれたらいいというのが感想だったのです。会場が分庁舎になるとタクシーで駆けつける先生方とか、電車に乗って来られる先生、非常に忙しい中でおいでになるときに、今までよりは相当時間的にもちょっと見ておかなくてはならないということも起きてくると思うのです。

また、雰囲気的にどういう会場かわかりませんが、できるならば、もし可能であれば、私は定例の校舎長会を北とびあで開けたらいいなと、現校長先生方はそれはどう思っているかわかりませんが、自分がそうであれば今の場所だととても便利だし、また雰囲気的にもいいなと思うのです。ただ、事務局の皆様が動かなくてはならないというところでは、こちらだとその場にいながらできるということでもいいのかもしれないのですけれども、何がもとでこちらにかわったのかなと、ちょっと疑問に思うところと、要望です。

教育政策課長

委員長

加藤委員長

教育政策課長

教育政策課長

ただいまの北とびあなのですが、駅に近いということで、利用に便利ということは承知してございます。ただ、やはり北とびあを余り役所の会議とかで使わないようにという話が、一般の方が使えなくなってしまうので、なるべくそれは控えてほしいということをおっしゃっています。今のこの庁舎よりも新しい庁舎のほうは遠くなってしまうので、ご不便もかけるかなと思っているのですが、学校の一つの教室よりも少し広いぐらいのスペースとなると思っています、校舎長会のほうでも4月当初の新旧の校舎長会などですと、もしかすると人が多いので入り切れないかなとも考えています、そういうときとか、それからやはり講演会で大きなものについては、こちらでできなければ北とびあをお借りしてしようとは考えております。

それと、北とびあは来年から指定管理を導入する予定にしております。指定管理を入れるとなると、やはり役所のほうで部屋を使うにしても、それ相当の使用料を払って使用することになります。以上です。

森下委員

わかりました。

加藤委員長

ほかに、ご質疑、またはご意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、平成26年第7回教育委員会臨時会を閉会いたします。